

改正案	現行
<p>第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第六項第八号の主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 法第十条第六項第八号に掲げる業務を行う組合が農業協同組合である場合</p> <p>イ 〱リ（略）</p> <p>又 独立行政法人勤労者退職金共済機構</p> <p>ル ヽム（略）</p> <p>二（略）</p> <p>第二条 法第十条第六項第八号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 前条第一号（同号八からりまで、ネ及びムを除く。）に掲げる者の業務（同号イに掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第一号又は掲げる者にあつては中小企業退職金共</p>	<p>第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第六項第八号の主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 法第十条第六項第八号に掲げる業務を行う組合が農業協同組合である場合</p> <p>イ 〱リ（略）</p> <p>又 独立行政法人雇用・能力開発機構</p> <p>ル ヽム（略）</p> <p>二（略）</p> <p>第二条 法第十条第六項第八号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 前条第一号（同号八からりまで、ネ及びムを除く。）に掲げる者の業務（同号イにあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務に限る。）の代理</p>

濟法（昭和三十四年法律第六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理

イ（略）

ロ 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条第

一項

ハ（略）

二丁四（略）

第四条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第六条第一項第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対するそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る債務の保証及び第二条第一号ロからリまでに掲げる法律の規定による資金の貸付けに係る債務の保証とする。

附則

1 平成十七年六月三十日金融庁・農林水産省告示第十五号（農業協同組合法第十条第六項第八号の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者を定める件の一部を改正する件）附則第二項の規定によりこの告示の施行の際現に農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条第一項

イ（略）

（新設）

ロ（略）

二丁四（略）

第四条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第六条第一項第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対するそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る債務の保証及び第二条第一号ロからリまでに掲げる法律の規定による資金の貸付けに係る債務の保証とする。

附則

平成十七年六月三十日金融庁・農林水産省告示第十五号（農業協同組合法第十条第六項第八号の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者を定める件の一部を改正する件）附則第二項の規定によりこの告示の施行の際現に農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条第一項に規定する事業

に規定する事業を行う都道府県の業務の代理を行っている農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同条第二項に規定する事業を行う市町村の業務の代理を行っている農業協同組合については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 中小企業退職金共済法附則第二条第一項の規定により独立行政法

人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。

）が同項に規定する業務を行う場合における農業協同組合及び農業協同組合連合会による勤労者退職金共済機構の業務の代理についての第二条第一号の規定の適用については、同号中「に限る」とあるのは、「及び同法附則第二条第一項に規定する業務（同項第二号に掲げる業務のうち独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第四条第二項第四号に掲げる業務を除く。）に限る」とする。

を行う都道府県の業務の代理を行っている農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同条第二項に規定する事業を行う市町村の業務の代理を行っている農業協同組合については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（新設）